

一関市議会 産業建設常任委員会 記録

会議年月日	令和4年6月24日（金）			
会議時間	開会	午後2時27分	閉会	午後2時45分
場 所	第2委員会室			
出席委員	委員長 小野寺 道 雄		副委員長 佐 藤 敬一郎	
	委 員 齋 藤 禎 弘		委 員 岩 渕 典 仁	
	委 員 岡 田 もとみ		委 員 小 山 雄 幸	
	委 員 千 田 恭 平		委 員 千 田 良 一	
遅 刻	遅 刻 なし			
早 退	早 退 なし			
欠席委員	欠 席 なし			
事務局職員	主任主事 伊藤悠子			
紹介議員	なし			
参 考 人	なし			
出席説明員	なし			
本日の会議に 付した事件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 請願審査 請願第1号 居住地区（団地）における治水に関する請願			
議事の経過	別紙のとおり			

産業建設常任委員会記録

令和4年6月24日

(開会 午後2時27分)

委員長 : ただいまの出席委員は8名であります。

全員の出席ですので、これより本日の委員会を開会します。

録画、録音、写真撮影を許可しておりますので、御了承願います。

本日の案件は御案内のとおりです。

請願第1号、居住地区(団地)における治水に関する請願についてを議題とします。

6月20日の委員会で参考人から話を聞き、昨日6月23日に、当局から市道認定基準の説明を受けましたので、早速、意見交換を行います。

暫時休憩いたします。

(休憩 14:28~14:29)

委員長 : 再開いたします。

昨日も、休憩も含めて意見交換を行ったところでございますが、本日は採決したいと思います。

採決に当たって皆さんから御意見を頂戴いたしたいと思います。

千田良一委員。

千田(良)委員 : まず、数回にわたって審議、また現場調査、そして請願者の代表の方から状況等を聞いて、状況は理解したつもりであります。

そうしたことを踏まえながらも今回のこの請願の件名あるいは趣旨を見たときに、これを見ると団地内の、いわゆる私道をとにかく整備または個人といいますか、現在は民有地から出てくる水の処理云々というようなことでありますので、一関市としてのいわゆる土木関係のセクションとしてやらなければならない範囲にはなじまないのかなと私は理解いたしました。

いわんとするところは理解できますけれども、ただ、市道の整備のルール、市道認定のルールというものを考えたときには、今回の請願については、採択は無理なのかなと思っております。

以上です。

委員長　：千田恭平委員。

千田（恭）委員：請願の趣旨は2つです。

雨水の流入防止措置と、これに不可欠な私道の一体的整備というものであります。

そして請願の理由と、請願に至った経過が詳しく請願書に記載されておりますが、その解決の一つの方法として、今の私道を市道認定してほしいというような内容でございました。

請願者の代表の方からも直接お話を聞き、現地にも視察に行き、そして当局からも主に市道の認定基準についての説明を受けたところでございます。

そして解決に最も近いと思われる市道の認定基準ですが、これを詳しく当局から説明を受けた解釈によれば、なかなか今回の請願の認定基準には当てはまらないというような説明でございました。

ただ一方で、現状、特に大雨のときに、請願者の代表の方の宅地に雨水が流入するという状況も分かりますので、何とかしてあげたいと思いますが、今回のこの請願の解決の一つの方法という形での、私道から市道への認定をするという方法は難しいということで請願を採択するのは困難だと思います。

ただ他方で、何か違う形でこの雨水の流入ということは、考えざるを得ないのかなと思いますので、この請願の一つの解決方法という方法ではなく、違う方法をアドバイス等できればいいのかなと思います。

以上であります。

委員長　：岩渕委員。

岩渕委員：今回の請願に関して、我々委員としても現場を確認し、そしてその代表者の方からも状況を聞いて、この請願の内容に関しては本当に大変な状況であるということは理解をいたしました。

ただ一方で当局からの説明の中に、雨水流入防止対応について、民有地であることから、所有者または使用者での対応をお願いしますということの説明も当局からいただきました。

あわせて、その市道の請願とか陳情の件数に関してもたくさんの、307件のうち完了が204件と、まだ未着手であったりこれから着手する予定ということがまだまだ市道の中でもあるという中で、今回の請願の趣旨件名に関して、市のほうで対応することの妥当性と、それを採択した後の実現可能性というのは非常に困難なのではないかなというように私は考えました。

したがって、今回の請願に関しては不採択になるのではないかなというように考えております。

以上です。

委員長：岡田委員。

岡田委員：私はそもそも団地というのは都市計画の地域外で起こった行政主導がちょっと行き届かなかったという点があるかと思しますので、請願審査の中でも、市道認定の要望というのが平成24年度から21件、8地域からあるのですけれども、認定されたのが3件だったと。

認定に至らなかった主な理由としては、無償提供がかなわなかったことと、あと未舗装、あと側溝整備というのが大きな認定の障がいになっているという理由もあることから、こういった整備を行政としては進めていく必要があるのではないかと改めて認識したものです。

やはり住みやすい一関市にするためには、この請願が市道の認定基準の見直し等についても一石を投じるものとなると思いますので、請願に賛成していきたいと思っております。

委員長：齋藤委員。

齋藤委員：今回、私個人として市道の認定基準要綱というのが改めてはっきりしたのですけれども、いろいろ歩いているとやはりここだけに限らず、複数の住宅で同じ道路を使っている、私道を使っているというところは、市内にはかなりあります。

やはり市道認定してほしいということで、お声も聞くのですけれども、このとおりの要綱が決まっているので、なかなか実現しないので、使っている世帯というか、家で、それぞれ費用を出し合うとかして道路管理をしているという状況が結構あります。

その中で今回、市道の認定基準要綱に対してこういろいろ意見を言っていましたけれども、岡田委員も言っておりますが、そういった住みやすい一関市、そういった視点から考えれば、今のある認定基準要綱も2005年にできているのですけれども、ある程度こう柔軟に見直していくというか、そういったものも必要なのではないかなということで、そういったものにまず着目、目をつけさせてもらったという部分では、私はどちらかと言えば賛成するというか採択すべきではないかというように考えています。

委員長：小山委員。

小山委員：今回の請願は、雨水の個人宅流入ということで、その道路改修による一体的な整備ということなのですけれども、皆さんが言ったように市道認定基準を当局の方々から説明をお聞きしましたので、それには合致しないということで、この請願は私としては採択できないのではないかなと思います。

請願した方々の心情を考えると何か救済策というか別な方向からこういう方々

を救済できるような形のことできないかというように思うところがございますけれども、この市道認定基準に合わせたとおりに考えれば、難しいのではないかなというように思います。

委員長：佐藤委員。

佐藤委員：千葉三七子さん、いわゆる請願者の代表の声を聞くと、非常に切ない状況は心情的によく分かります。

何とかしてあげたいと思うのですが、現在の市の市道認定基準には当てはまらないわけございまして、今回はこの請願を採択はできないというように思いますが、いずれこのような、市道認定にしてほしいという要望はかなりあるわけで、認定基準の緩和策をもっと考える必要があるのではないかなというように思います。

以上です。

委員長：そのほかに追加で何か補足があればお願いします。

千田恭平委員。

千田（恭）委員：原点に戻るといふか、この請願自体をよく読むとこの趣旨、冒頭に申し上げましたが2つあって、雨水の個人宅の流入防止措置、それから上記に必要な私道の一体的整備というのが請願の内容なわけですね。

ただこれに付随して請願の理由からずっと見ると、私道の市道への認定の変更ということがあるので、どうしてもこれを一体的に捉えてしまって不採択という結論にならざるを得ないのですが、この請願の趣旨だけを見ると、何とかならないのかなという思いがあるので、採択、不採択をどこで判断したらいいかというのは非常に難しいところがあるので、そこを何とかこう形として採択あるいは不採択という形でやっつけていいのかというのが、まだこう心に引っかかっているのです。

それがちょっとありますので、何とかそこをどうにかできないのかなと思っています。

委員長：いずれその辺の皆さんの思いというか、これは紹介議員を通じて、この請願そのものの内容については先ほど千田恭平委員からも出たように、2つの項目に絞られると思うのですがけれども、それに付随してそれを解決するための市道認定基準の見直し等についての御意見もあったと、参考人からもそういう話になったということでございますけれども、願意はあくまでも治水に関する請願というところでございますので、その辺は先ほど言ったように紹介議員を通じてどのような対応をできるかということ再度地元でも地区の方々にも話し合いをしていただくというように形で、採決に入りたいというように思いますが、いかがでしょうか。

(「はい」の声あり)

委員長 : それでは、御意見も尽きたようですので採決をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 異議ありませんのでこれより採決を行います。
請願第1号、居住地区(団地)における治水に関する請願を採択することに賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

委員長 : 挙手少数です。
よって、請願第1号は不採択とすべきものと決定しました。
ただいまの審査の報告については、正副委員長に御一任いただくことに御異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 : 異議ありませんので、さよう決しました。
以上で、請願第1号の審査を終了します。
以上で、本日の委員会を終了します。
御苦労さまでした。

(閉会 午後2時45分)